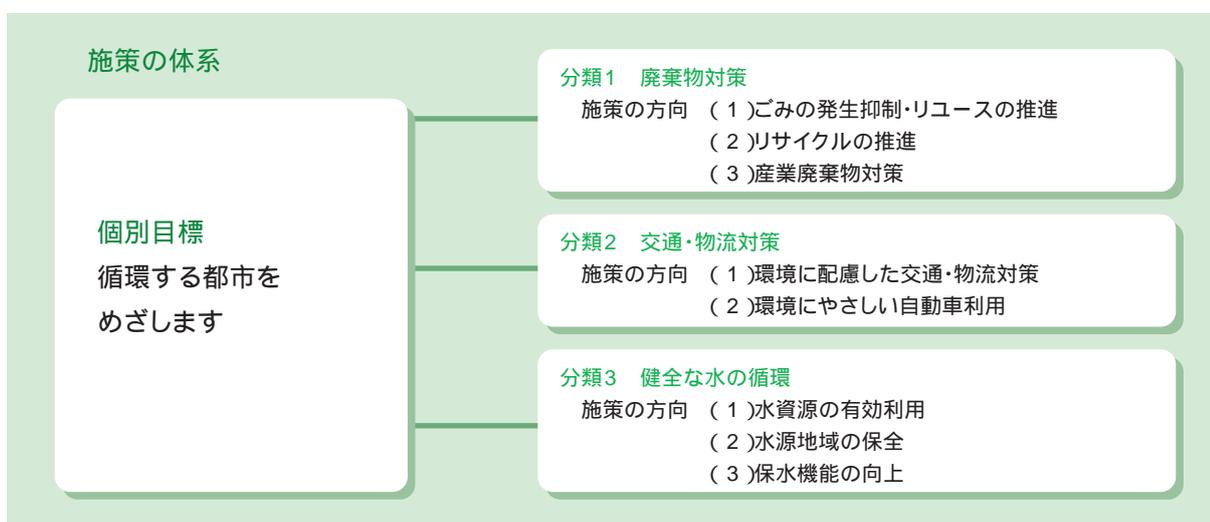


第2章 個別目標ごとの施策の方向

第2章-2 循環する都市をめざします

私たちは、環境への負荷を最小限に抑えるとともに、限りある資源を有効に利用し、持続的発展が可能な社会を構築していく必要があります。

このため、ごみ・資源の発生抑制や資源の循環的利用、環境に配慮した交通・物流対策、水資源の有効利用などを推進することにより、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない**循環する都市**をめざします。



分類1 廃棄物対策

①現状と課題

<一般廃棄物>

平成11年(1999年)2月の「ごみ非常事態宣言」以降、プラスチック製・紙製容器包装の分別収集をはじめとするさまざまな取組を市民・事業者との協働により進めた結果、平成10年度(1998年度)に102万トンであったごみ量は、平成12年度(2000年度)には79万トンとなり、非常事態宣言で掲げた80万トンの目標を達成し、さらに平成17年度(2005年度)には72万トンと20年前(昭和60年度)を下回る水準となっています。

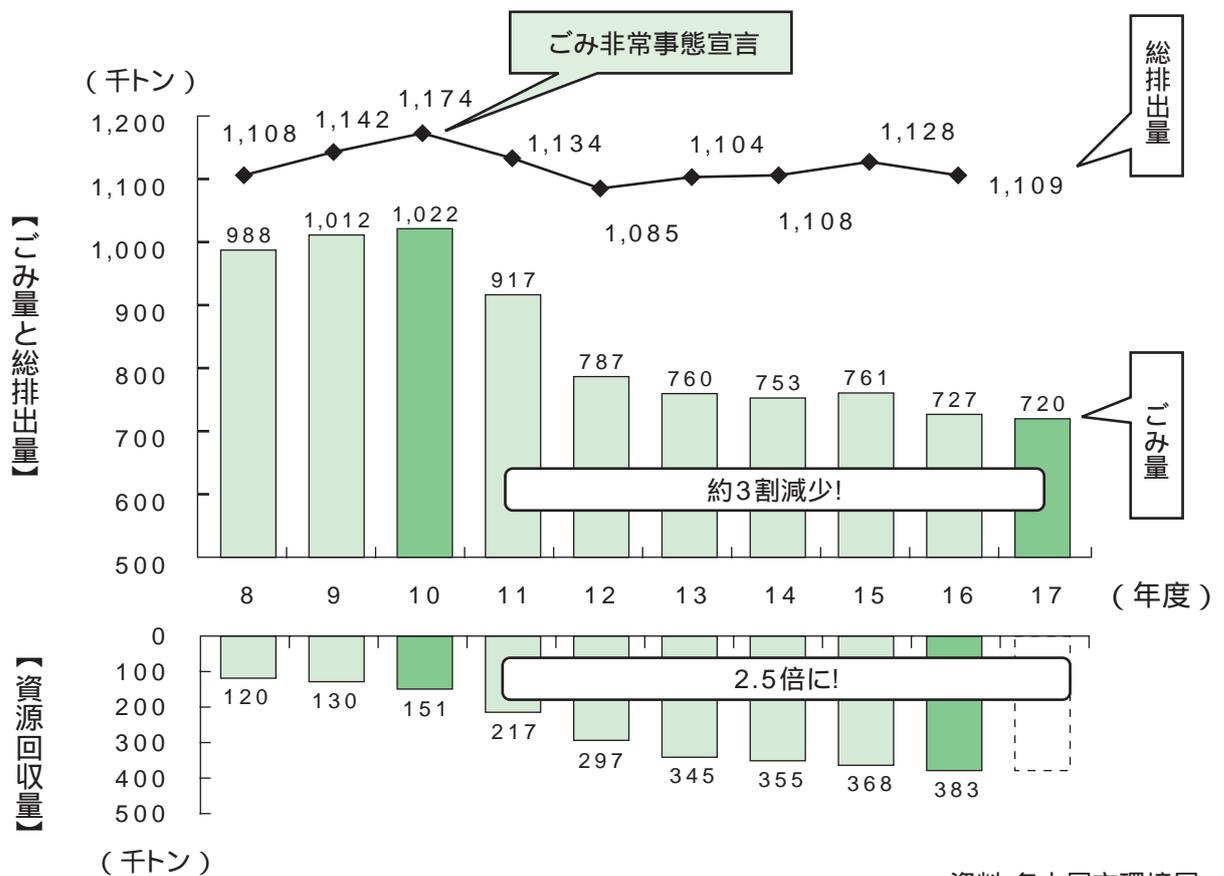
このごみ減量の成果を21世紀の循環型社会の実現に着実につなげていくため、平成14年(2002年)5月に策定した「第3次一般廃棄物処理基本計画」では、これまでの「分別・リサイクル」を中心とした取組から、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の優先順位を踏まえた施策を進めるとともに、市民・事業者・行政が適正な役割分担に基づいた行動と協働により、取組を展開しています。

なお、この基本計画は見直しの時期を迎えており、市民・事業者との協働を一層強化するとともに、3Rの促進、生ごみ資源化等、市民・事業者の取組が一層重要となる課題も多いことから、市民参画をよ

り拡充して「第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

また、容器包装リサイクル法については、平成16年(2004年)から見直しの検討が進められ、平成18年(2006年)3月に改正法案が国会へ提出されました。その主な内容は、レジ袋対策等事業者に対する排出抑制を促進するための措置導入、事業者が市町村に資金を搬出する仕組みの創設などです。今後も、容器包装リサイクル法の実効性が確保されるとともに、拡大生産者責任の徹底など容器包装の3Rを促進する制度のあり方について、引き続き検討を進め、必要な働きかけを行います。

ごみ量、総排出量及び資源回収量の推移



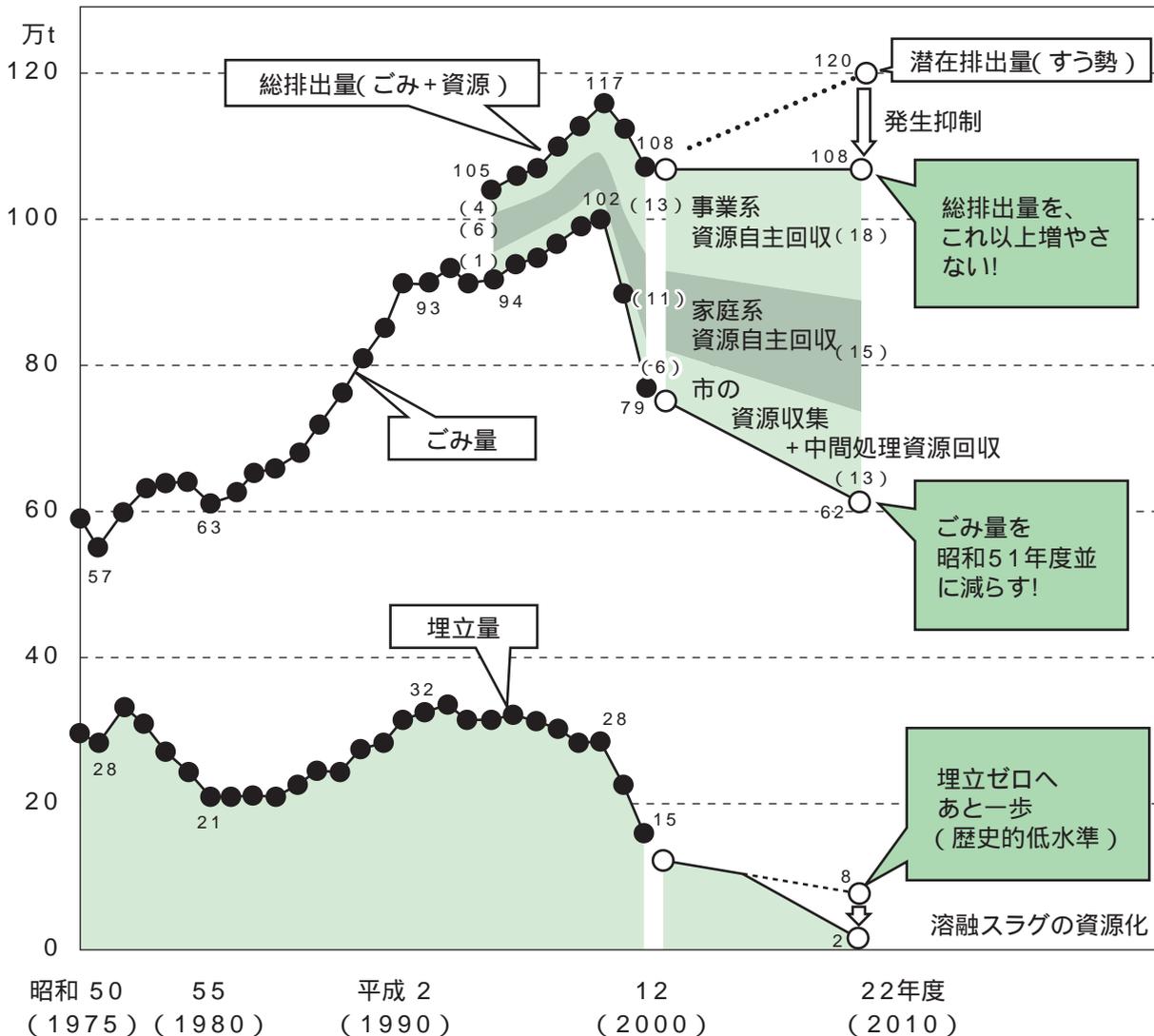
資料:名古屋市環境局

名古屋市の埋立処分場の現況 (千トン)

	平成16年度末までの埋立累計	平成17年度当初残容量
愛岐処分場	4,143	814
第一処分場	10	100
計	4,153	914

資料:名古屋市環境局

ごみ量の推移



上記ごみ量・埋立量には、他市町からの受入分を含みます。
出典:名古屋市第3次一般廃棄物処理基本計画

産業廃棄物

産業廃棄物については、排出者処理責任の原則のもとに、減量・適正処理について指導・監督を行っています。

しかし、全国的に最終処分場が逼迫してきており、また、一部に不適正な保管や処理が見られるので、今後も継続的な指導・監督が必要です。

市では、平成16年(2004年)7月に施行した「名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(産業廃棄物条例)」に基づき、生活環境の保全を図るとともに、循環型社会の形成に寄与していきます。

② 指 標

指標項目	現状値	平成22年度目標
ごみと資源の総排出量	111万トン (平成16年度)	108万トン
ごみ量	72万トン (平成17年度)	62万トン
埋立量	11万トン (平成17年度)	2万トン
産業廃棄物排出量	337万トン (平成14年度)	244万トン
産業廃棄物の減量化・資源化量	309万トン (平成14年度)	214万トン
産業廃棄物の最終処分量	28万トン (平成14年度)	30万トン

③ 施策の方向

(1) ごみの発生抑制・リユースの推進

基本方針

循環型社会の実現をめざし、市民・事業者・行政の協働により、リデュース・リユース・リサイクルの優先順位で3Rを積極的に推進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を促進します。

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>「第4次一般廃棄物処理基本計画」の策定</p> <p>市民・事業者との協働を一層強化するとともに、市民・事業者の主体的な取組が一層重要となる課題も多いことから、市民参画をより拡充して「第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定します。(環境局)</p> <p>環境デーなごやの実施</p> <p>市民・事業者・行政が環境問題をともに考え、理解と関心を深め、よりよい環境づくりにむけて具体的な行動を実践する契機とする行事として「環境デーなごや」を実施します。(環境局)</p> <p>レジ袋の削減</p> <p>レジ袋・紙袋削減のため、シールが一定数集まると買い物券として利用できる市内共通還元制度「エコクーびょん」の一層の普及を図るなど、レジ袋の削減運動を推進します。(環境局)</p>	<p>「第4次一般廃棄物処理基本計画」策定に参加します。</p> <p>グリーン購入(ごみになりにくいものを選ぶ。不要なものは受け取らない。)をします。</p> <p>買い物袋を持参し、レジ袋・紙袋を断ります。</p> <p>「エコクーびょん」PR隊に登録するなど、レジ袋削減キャンペーンに参加します。</p> <p>過剰包装を断ります。</p> <p>包装の少ない商品(ばら売りなど)を購入します。</p>	<p>「第4次一般廃棄物処理基本計画」策定に参加します。</p> <p>販売店において、レジ袋・紙袋の容器包装を削減します。</p> <p>「エコクーびょん」への参加に努めます。</p> <p>簡易包装やばら売りなどに努めます。</p>	<p>環境デーなごや</p> <p>市内共通還元制度「エコクーびょん」</p>

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>容器包装の削減</p> <p>トレイ・包装紙などについて、販売店、メーカーによる容器包装の削減を促進します。 (環境局)</p> <p>粗大ごみのリユースの促進</p> <p>まだ使える粗大ごみを修理し、展示販売します。また、市民が修理したい家具を自ら持ち込んで修理する場「市民工房」を提供するとともに、市民が家具修理の技術を習得する「修理教室」を開催します。 (環境局)</p> <p>放置自転車の再使用の促進</p> <p>市民向け・海外向けに放置自転車の再使用を促進します。 (緑政土木局)</p> <p>リユースカップの使用促進</p> <p>イベントなどでの使い捨て容器の使用を削減するため、食器洗浄車「アラウくん」の貸出しやリユースカップの使用を促進します。また、オフィスなどでのマイカップ対応型自動販売機の導入やファーストフード店などでのリユース食器の導入を促進します。 (環境局)</p> <p>環境配慮の促進</p> <p>「事業者向け3Rガイドライン」の普及などを通じて、事業者に対して、設計段階、仕入れ段階からの環境配慮の促進を呼びかけ、ごみの発生抑制を図ります。 (環境局)</p> <p>普及啓発活動</p> <p>3Rに関する情報の収集や提供、啓発活動の展開を図るための拠点であるリサイクル推進センターを運営します。また、市民・事業者のみなさまからの寄附金を積み立てている「名古屋リサイクル基金」の運用益により、3Rをテーマにした各種講座や市民の自主的な3R活動を支援します。 (環境局)</p> <p>事業者への指導</p> <p>事業用大規模建築物に対する立入指導などの機会を通じて、事業活動に伴うごみの発生抑制を促進します。 (環境局)</p>	<p>繰り返し使用できるリターナブル容器入りの商品を購入します。</p> <p>故障した場合は、極力修理して使うなど、耐久消費財の長期使用に努めます。</p> <p>グリーン使用(長寿命使用・再使用)します。</p> <p>修理教室に参加します。</p> <p>イベントを開催する際に、食器洗浄車「アラウくん」やリユースカップの使用に努めます。</p> <p>リサイクル推進センターを活用します。</p> <p>普及啓発活動に積極的に参加するよう努めます。</p>	<p>メーカーにおいて、分別・リサイクルの容易化や形状・素材の改善などにより、容器包装を削減します。</p> <p>事業活動に伴うごみの発生を抑制するため、コピー用紙の使用量抑制や環境配慮型商品の購入などに努めます。</p> <p>故障した場合は、極力修理して使うなど、耐久消費財の長期使用に努めます。</p> <p>グリーン使用(長寿命使用・再使用)します。</p> <p>イベントを開催する際に、食器洗浄車「アラウくん」やリユースカップを活用するよう努めます。</p> <p>ファーストフード店などで、リユース食器の導入に努めます。</p> <p>マイカップ対応型自動販売機の導入に努めます。</p> <p>ごみになる商品を買わないようにするため、「事業者向け3Rガイドライン」などに基づき、設計段階、仕入れ段階からの環境配慮に努めます。</p> <p>普及啓発活動に積極的に参加するよう努めます。</p>	<p>容器包装3R推進協議会</p> <p>市民工房 修理教室</p> <p>リユースカップ</p> <p>事業者向け3Rガイドライン など</p>

「協働の仕組み」には現行の主な事例を掲載しています。

協働の仕組み解説

環境デーなごや	市民・事業者・行政が環境問題をともに考え、相互の協働により、より良い環境づくりを進める機会として、平成12年度(2000年)から毎年開催しているイベント。
容器包装3R推進協議会	市民・事業者・行政の協働による容器包装の削減を推進するため、消費者団体・事業者団体の代表者などで構成している協議会。
市民工房・修理教室	名古屋市南リサイクルプラザに市民が修理したい家具を自ら持ち込んで修理する場「市民工房」があるほか、市民が家具修理の技術を習得する「修理教室」が開催されています。
事業者向け3Rガイドライン	市が定めた、ごみ減量の実践行動を事業者がすすめるための指針。「リデュース」「リユース」「リサイクル」「環境への意識」の行動例を業種別に示しています。

市内共通還元制度「エコくーぴょん」

参加店で、レジ袋や紙袋を断るなど環境に優しい行動をすると、市内共通のシールがもらえます。20ポイント集めると50円分のお買い物券などとして、市内参加店で利用できます。

地域の団体で集めると、20ポイントで100円分になりお得です。(団体の登録が必要)

<問い合わせ先>
環境局減量推進室 電話 052-972-2398



レジ袋を1枚作るエネルギーで、60Wの照明を1時間つけることができます。



このステッカーのあるお店が目印です。

「リユースカップ」と「アラウくん」

イベントなどで、「紙コップ」などにかえて、繰り返し洗って使える「リユースカップ」を利用し、容器ごみの発生抑制と二酸化炭素の排出を削減しましょう。

食器洗浄機とリユースカップなどを搭載した車両「アラウくん」の貸出し料金は燃料代などを含めて1,000円/日です。(リユースカップのみなら無料)



<問い合わせ先> 環境局減量推進室 電話 052-972-2398

(2) リサイクルの推進

基本方針

古紙・容器包装などの分別向上を図り、資源回収率を向上します。

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>リサイクル活動の支援</p> <p>子ども会や学区などが行う集団資源回収活動や市民団体が行うリサイクルステーション活動を支援します。(環境局)</p> <p>分別適正化の推進</p> <p>ごみ・資源分別推進員を全市に配置し、ごみ・資源の排出調査や分別・排出状況の不十分な地域・共同住宅・資源の集積場所での啓発指導等を実施します。また、6月・11月を資源とごみとの分別リサイクル強化月間として、職員の巡回や啓発指導を重点的に実施しています。(環境局)</p> <p>生ごみの資源化の促進</p> <p>都市にふさわしい生ごみ資源化の仕組みづくりを推進します。(環境局)</p> <p>家庭系生ごみを分別収集し、資源化を行います。(環境局)</p> <p>事業系生ごみの資源化ルートを構築するなど、事業者による生ごみの発生抑制、再生利用、減量を促進します。(環境局)</p> <p>生ごみ堆肥化への支援</p> <p>家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に対して補助を行います。(環境局)</p> <p>事業者への指導</p> <p>事業用大規模建築物に対する立入指導などを実施し、事業系ごみの資源化を促進します。(環境局)</p> <p>溶融スラグ・焼却灰の資源化の促進</p> <p>灰溶融施設を併設する五条川工場で生成される溶融スラグについては、資源化に求められる品質を確立し、可能な限り資源化を行い、他の工場から排出される焼却灰の一部についても、民間委託による焼却灰の溶融処理及び資源化を行います。(環境局)</p>	<p>集団資源回収やリサイクルステーションなどにより古紙等の資源化を図ります。</p> <p>空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装をきちんと分別し、資源化を図ります。</p> <p>家庭の生ごみを分別排出することで資源として有効に利用します。</p> <p>生ごみ堆肥化容器等を使用して家庭で自主的に生ごみの資源化を図ります。</p>	<p>生ごみ処理機の設定や生ごみ資源化施設への搬入により、生ごみの資源化を図ります。</p> <p>容器包装等の資源化可能な廃棄物は分別して排出し、民間資源化ルートを活用したりリサイクルを進めます。</p>	<p>集団資源回収団体登録制度</p> <p>リサイクルステーション活動への支援</p> <p>生ごみ堆肥化容器等購入補助制度</p> <p>など</p>

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
公園・街路樹から発生する剪定枝等の資源化 街路樹・公園樹の剪定枝、刈草、落葉をチップ化・堆肥化し、市内の公園などで有効活用します。 (緑政土木局)			

「協働の仕組み」には現行の主な事例を掲載しています。

協働の仕組み解説

集団資源回収団体 登録制度	行政が集団資源回収を実施している団体の登録制度を実施し、事業協力金を支給するとともに、集団資源回収活動に関する情報提供を行っています。また、既存の集団資源回収に加え、新たな回収システムとして、学区協議会方式の集団資源回収を実施しています。
リサイクルステーション 活動への支援	量販店や商店街などの店頭や駐車場を利用して、無償物を含む多種類の資源化が可能な物を回収するリサイクルステーション活動に対して行政が事業協力金を支給し、集団資源回収活動の補完的活動として支援しています。
生ごみ堆肥化容器等購入 補助制度	可燃ごみの減量・資源化を図るため、台所から出る生ごみなどを堆肥化するコンポスト容器、生ごみ堆肥化促進剤専用容器、家庭用生ごみ処理機について、行政から購入費の一部の補助を受け、市民が取り組んでいます。

(3) 産業廃棄物対策

基本方針

産業廃棄物の適正処理及び減量化・資源化の指導を推進します。

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>産業廃棄物の適正処理の推進</p> <p>産業廃棄物排出事業者に対して、立入検査などにより、適正処理の指導を行います。また、産業廃棄物多量排出事業者に対しては、処理計画を提出させ、産業廃棄物の減量化、資源化を推進します。 (環境局)</p> <p>産業廃棄物処理業者に対して、立入検査などにより、適正処理の指導を行います。 (環境局)</p> <p>産業廃棄物処理業者等から実績報告書を提出させ、産業廃棄物の処理・処分の状況を把握します。 (環境局)</p> <p>講習会等開催による事業者等に対する意識啓発を行います。 (環境局)</p>	<p>所有又は管理している土地に、不法投棄されないように適正な管理に努めます。</p> <p>建設工事を発注する場合、発生した産業廃棄物の適正な処理及び資源化に係る費用の適正な負担に努めます。</p>	<p>産業廃棄物の発生抑制に努めます。</p> <p>産業廃棄物の減量化・資源化を推進します。</p> <p>産業廃棄物を適正に処理します。</p> <p>産業廃棄物の処理を委託する場合は、業者の処理能力を確認します。</p>	<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>など</p>

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>産業廃棄物処理施設の維持管理</p> <p>産業廃棄物処理施設の設置者に対して、適正な維持管理を行うよう指導します。(環境局)</p> <p>産業廃棄物に関する情報の提供</p> <p>インターネット等を利用し、名古屋市産業廃棄物実態調査等の情報を提供します。(環境局)</p> <p>建設廃棄物の有効利用の推進</p> <p>公共工事で発生するアスファルト塊などの建設廃棄物や発生土の再利用を推進します。(緑政土木局)</p> <p>浄水場における発生土の減量化・有効利用の推進</p> <p>浄水処理にともない発生する浄水発生土の有効利用率100%を維持するため、有効利用の用途及び売却先の拡大を図ります。また、設備更新にあわせて脱水機を無薬注方式とすることで、発生量の減量化を図ります。(上下水道局)</p> <p>下水汚泥焼却灰の有効利用の推進</p> <p>下水処理にともない発生する汚泥焼却灰について、セメント、埋め戻し材 透水性ブロックなどへ有効利用を推進します。(上下水道局)</p>		<p>生産・建設過程で発生する副産物・廃棄物の再利用に努めます。</p>	

「協働の仕組み」には現行の主な事例を掲載しています。

協働の仕組み解説

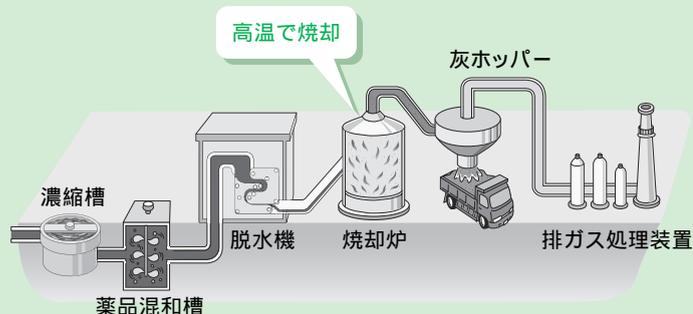
産業廃棄物処理計画書	産業廃棄物多量排出事業者(産業廃棄物の発生量が前年度1,000トン以上)は、産業廃棄物の減量、その他その処理に関する計画を作成し、市に提出しています。
------------	---

下水汚泥の高温焼却

下水処理場では、汚れた下水をきれいにして河川に放流していますが、処理の過程で発生する沈殿物(下水汚泥)を、脱水したあとで焼却し、その灰をセメントの材料などに有効利用しています。

下水汚泥を焼却すると、CO₂に比べて310倍の温暖化係数をもつ温室効果ガスのN₂O(一酸化二窒素)が発生します。このN₂Oは、下水汚泥を通常より高温で焼却することで、その発生を抑えることができます。

温暖化係数:温室効果ガスの単位重量あたりの温室効果を比較するために用いる係数。CO₂がもたらす効果を1としている。



【汚泥処理のしくみ】

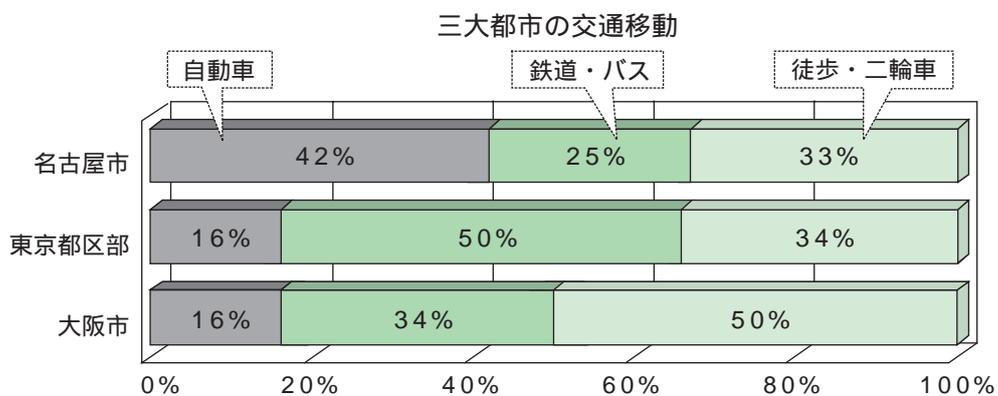
分類2 交通・物流対策

① 現状と課題

交通需要

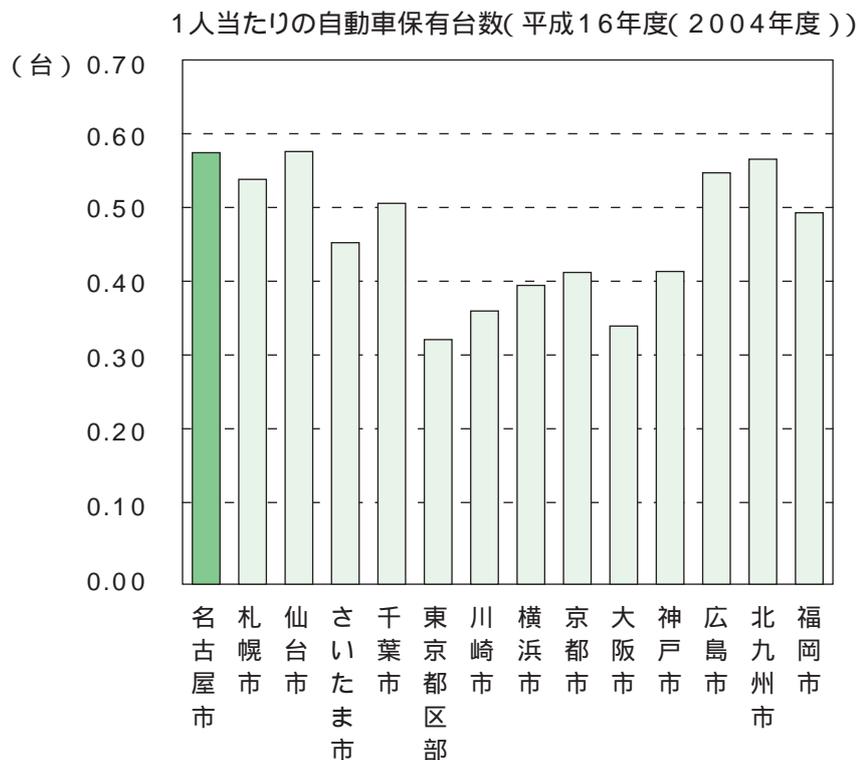
名古屋の自動車依存度(交通手段として自動車を使う割合)は42%です。これに対して、東京や大阪は16%です。名古屋の自動車依存度の高さがめだっています。

また、本市の人口一人当たりの自動車保有台数は0.57台(平成16年度(2004年度))で、大都市の中で多くなっています。



*二輪車とは、自転車、原付自動車 *5歳以上の人の、1日の移動についての調査

資料: パーソントリップ調査より作成 名古屋市:平成13年(2001年)、東京都区部:平成10年(1998年)、大阪市:平成12年(2000年)



出典: 大都市比較統計年表(平成16年)

<環境に配慮した交通政策>

本市では昭和52年(1977年)の名古屋市基本構想及び昭和55年(1980年)の名古屋市基本計画において、交通政策の基本的な方向として公共交通網の整備・自動車交通の抑制を位置づけ、これまで継承してきましたが、交通渋滞の慢性化、交通事故の増加、違法駐車、大気汚染や騒音などの解決すべき課題は相変わらず山積みし、さらに、地球温暖化防止の観点から、CO₂削減が差し迫った課題となっています。

このような状況を受け、名古屋市交通問題調査会では、都市構造と交通、ライフスタイルと交通行動の関連などに着目し、まちづくりと連携した総合交通体系のあり方を検討し、その結果、平成16年(2004年)6月には、自動車利用の適正化を図り、公共交通への転換を促進する施策について取りまとめた、「なごや交通戦略」を策定しました。

交通戦略の基本姿勢として、自動車交通の増大に伴うさまざまな問題を解決するため、自動車利用の適正化を図り、公共交通への転換を促進することが重要であり、現状の名古屋における公共交通と自動車の利用割合「3対7」を、平成22年(2010年)には「4対6」にするという数値目標を掲げ、交通需要マネジメントを中心とした総合的・重点的な施策展開を行っていくこととしています。

具体的には、「まちと交通」のあるべき姿を実現するため、「環境にやさしい交通」、「まちの賑わいを支える交通」、「安全・快適な交通」、以上3つの交通に関する目標を掲げます。この目標の実現のために、自動車利用を抑え公共交通の利用を高める各種の交通施策を総合的に展開していきます。

この場合、交通施設の整備促進、公共交通サービスの充実はもちろん必要なことですが、都市構造を自動車に頼りすぎないものへ誘導していくことや、ライフスタイルを自動車指向から公共交通指向へと変革していくことも同時に重要となります。

<環境にやさしい自動車利用>

自動車は、社会経済活動や人々の暮らしに欠かせないものとなっていますが、その一方で、排出ガスによる大気汚染問題や、化石燃料の消費にともなう二酸化炭素の排出による地球温暖化問題など、環境に大きな影響を与えています。

こうした環境問題への対策として、これまでは主に大気汚染防止の観点から、排出ガスの規制や環境にやさしい低公害車の普及等が進められてきましたが、近年では二酸化炭素の排出抑制の観点も加味して、環境にやさしい自動車利用を促進していくことが課題となっています。

市内の低公害車の普及台数は、年々着実に増加しており、平成16年度(2004年度)には約21万台となっています。最近では、ガソリン乗用車を中心に「低排出ガス車かつ低燃費車」の普及が進んでいます。また、ディーゼル貨物自動車やバスなどの大型車両については、自動車NO_x・PM法の車種規制¹⁸により排出基準を満たさない自動車は順次廃車され、最新規制適合車への代替が進んでいます。さらに、平成17年(2005年)10月から実施された世界で最も厳しい排出ガス規制である新長期規制¹⁹に適

¹⁸ 自動車NO_x・PM法の車種規制:自動車NO_x・PM法の窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域で、トラック・バス等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)及びディーゼル乗用車に関して特別の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、これに適合していない自動車は、当該地域では新規登録できなくなり、使用過程車は一定の猶予期間経過後は車検に通らなくなる規制。

¹⁹ 新長期規制:平成14年4月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第五次答申)に基づくもので、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)の一部改正により、平成17年10月1日から規制適用となった世界一厳しい、乗用車、トラック及びバスの排出ガス基準。

合した自動車の普及も進みつつあります。

本市では、市の公用車へこれらの環境への負荷の少ない自動車を率先して導入しているほか、民間への普及を促進するため、普及促進組織による調査研究・普及活動などを行っています。また、次世代低公害車として注目を集めている「燃料電池自動車」を普及活動や環境学習等に活用しています。

さらに、環境にやさしい自動車利用を促進するため、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づいて駐停車時における不必要なアイドリングを禁止しているほか、急発進・急加速をしない、タイヤの空気圧を適正にするなどの「エコドライブ²⁰」(環境にやさしい運転)を広く呼びかけています。

名古屋市内の低公害車の台数(単位:台)

種 類	平成14年度	平成15年度	平成16年度
電気自動車	約100	約120	約150
天然ガス自動車	約1,200	約1,400	約1,600
メタノール自動車	1	1	1
ハイブリッド自動車	約3,200	約4,300	約6,700
燃料電池自動車		2	2
低排出ガス車 ²¹ かつ低燃費車 ²²	約95,800	約149,100	約203,500
合 計	約100,000	約150,000	約210,000

注:「低排出ガス車かつ低燃費車」は、「良-低排出ガス車(車)」以上で、軽自動車を除く。

資料:名古屋市環境局

②指 標

指標項目	現状値	平成22年度目標
主要道路における自家用自動車通過台数(平成13年度比)	1%増 (平成16年度)	10%減
整備中路線における自動車の平均旅行速度 ²³	20km/h (平成16年度)	25km/h
市内の低公害・低燃費車 ²⁴ 普及台数(軽自動車を含む)	約25万台 (平成16年度)	90万台
アイドリング・ストップ実施率	49.7% (平成16年度)	向上

²⁰ エコドライブ:燃費をよくするための車の運転法。それにより、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減を行うことができます。主な内容としては、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検・調整などがあげられます。

²¹ 低排出ガス車:平成12年4月1日から施行された「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、低排出ガス車として認定された自動車。

²² 低燃費車:「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づく燃費基準を達成した自動車。

²³ 平均旅行速度:道路の一定区間距離を、移動に要した時間で除した値。移動時間には、信号待ちや交通渋滞による停止時間も含まれます。

²⁴ 低公害・低燃費車:国の「低公害車開発普及アクションプラン」に掲げる低公害車のほか、二酸化炭素の排出抑制等に配慮した自動車で、次のものを対象としています。①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥低排出ガス車かつ低燃費車 ⑦車両総重量3.5t超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合ディーゼル車

③ 施策の方向

(1) 環境に配慮した交通・物流対策

基本方針

公共交通機関の整備や利便性の向上に努め、自動車から公共交通機関等への転換を図ります。また、交通渋滞を解消し、交通流の円滑化を図ります。

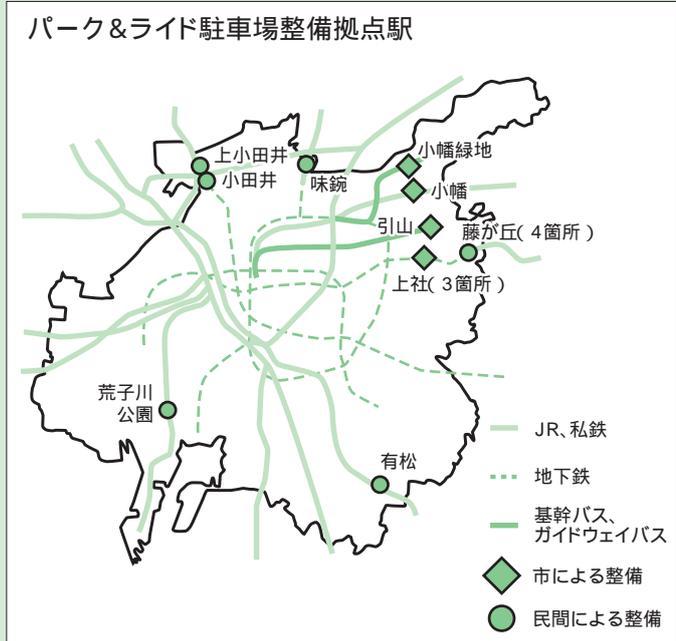
主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>総合的な交通施策の推進</p> <p>なごや交通戦略を推進します。 (総務局)</p> <p>交通エコライフの浸透をめざすモビリティ・マネジメント施策を検討します。 (住宅都市局)</p> <p>公共交通の利用促進に貢献する企業の支援を図っていきます。 (環境局)</p> <p>公共交通機関の整備</p> <p>地下鉄桜通線の整備を図ります。 (交通局)</p> <p>パーク&ライドの推進</p> <p>パーク&ライドのための駐車場の整備等公共交通機関利用者のための利便性向上を図ります。 (住宅都市局)</p> <p>都心部における自動車抑制施策を検討します。 (住宅都市局)</p> <p>自転車走行空間のネットワーク化の推進</p> <p>自転車の走行空間をネットワーク化するとともに、自転車と歩行者を物理的・視覚的に分離して、安全で快適な走行空間を創出します。 (緑政土木局)</p> <p>自転車駐車場の整備</p> <p>適正な自転車利用を推進するため、放置自転車が多い鉄道駅や新駅などを対象に、自転車駐車場の整備を進めます。 (緑政土木局)</p> <p>幹線道路の整備</p> <p>都市活動の骨格となり広域のネットワークの形成にもつながる道路など、整備効果の高い幹線道路を整備します。 (緑政土木局)</p>	<p>公共交通機関を積極的に利用します。</p> <p>近い所はできる限り歩くようにします。</p> <p>不要・不急の自動車の利用は控えます。</p> <p>パーク&ライド駐車場を活用し、公共交通の利用に努めます。</p> <p>通勤・通学の送迎バスの利用や相乗りを実施します。</p> <p>マナーを守って積極的に自転車を利用します。</p>	<p>公共交通機関を積極的に利用します。</p> <p>近い所はできる限り歩くようにします。</p> <p>マイカー通勤の抑制に努めます。</p> <p>効率的な自動車利用に努めます。</p> <p>マナーを守って積極的に自転車を利用します。</p> <p>自転車駐車場の整備に努めます。</p>	<p>ドニチエコ きっぷ</p> <p>名古屋市自動車 公害対策推進協 議会</p>

「協働の仕組み」には現行の主な事例を掲載しています。

パーク&ライド駐車場

出発地(自宅)から目的地まで、自動車と公共交通機関(鉄道、バス等)を組み合わせる移動する、環境にやさしい交通手段です。

名古屋市では、自家用車から地下鉄などに乗り換えるためのパークアンドライド駐車場を市内6箇所(約400台)で開設しています。また、平成17年度から民間事業者等との協働によるパークアンドライド駐車場を開設しています。(9箇所約500台)



< 問い合わせ先 >

住宅都市局交通施設設計画課 電話 052-972-2774

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>立体交差化の推進</p> <p>道路交通の円滑化や踏切事故の解消などをはかるため、複数の幹線道路と鉄道を立体交差化し、踏切をなくす連続立体交差事業を実施します。(緑政土木局)</p> <p>幹線道路と鉄道を立体交差化し、幹線道路の機能向上をはかる単独立体交差事業を実施します。(緑政土木局)</p> <p>交差点の改良</p> <p>交差点部において右折車両による渋滞解消のため、右折帯を設置するなどし、交通の円滑化を図ります。(緑政土木局)</p> <p>交通流の円滑化</p> <p>都市高速道路へのETCの導入を促進します。(住宅都市局)</p> <p>都市高速道路、名古屋環状2号線、第二東名・名神高速道路、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の整備を促進します。(住宅都市局)</p> <p>駐車場案内システムにより駐車場情報を提供します。(住宅都市局)</p>	<p>迷惑駐車をしません。</p>	<p>迷惑駐車をしません。</p>	

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>物資輸送の合理化</p> <p>トラック交通量を削減するため鉄道・海上輸送への転換を促進します。(環境局)</p> <p>自然環境などに配慮した道路の整備</p> <p>大規模な公園・緑地を通過する小田赤池線、弥富相生山線について、地域住民や専門家との連携のもと、自然環境や生態系に配慮しながら整備します。(緑政土木局)</p>		<p>環境への負荷が少ない物資輸送に努めます。</p> <p>効率のよい物流施設の整備を進めます。</p> <p>積載効率の向上を進めます。</p>	<p>「環境に配慮した道づくり」施工ワーキング</p> <p>など</p>

「協働の仕組み」には現行の主な事例を掲載しています。

協働の仕組み解説

ドニチエコきっぷ	土曜、日曜、休日、毎月8日(環境保全の日)及び、土休日ダイヤ特別運行日に使用できる地下鉄・市バスの一乗車券。おとな600円、こども300円(通常おとな850円、こども430円)
名古屋市自動車公害対策推進協議会	自動車公害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、行政・関係機関・団体により構成している協議会。
「環境に配慮した道づくり」施工ワーキング	環境への配慮をよりきめ細やかに行うため、市民、専門家、施工者、市が現地で十分話し合い、工事の施工計画・環境保全工法・実際の施工状況などについて検討、確認しながら道路の整備事業を進めています。

(2)環境にやさしい自動車利用

基本方針

低公害車等環境への負荷の少ない自動車の普及を図るとともに、環境に配慮した自動車利用の普及啓発に努めます。

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>エコドライブの推進</p> <p>各種イベント等の機会を活用し、条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図るとともに環境にやさしい自動車利用(エコドライブ)の推進に努めます。(環境局)</p> <p>低公害・低燃費車の普及促進</p> <p>低公害・低燃費車を公用車へ率先導入するとともに、民間への普及を促進します。(環境局)</p> <p>次世代低公害車である燃料電池自動車を、イベント出展や試乗会、環境学習等で活用することにより、環境負荷の少ないエネルギー社会の形成に資するとともに、低公害・低燃費車のさらなる普及促進を図ります。(環境局)</p>	<p>アイドリング・ストップを実践します。</p> <p>エコドライブを実践します。</p> <p>低公害・低燃費車の購入・使用に努めます。</p> <p>燃料電池や水素エネルギーについての理解を深めます。</p>	<p>アイドリング・ストップを実践します。</p> <p>エコドライブを実践します。</p> <p>低公害・低燃費車の購入・使用に努めます。</p> <p>燃料電池の技術開発や水素供給施設等のインフラ整備を進めます。</p> <p>環境性能が高い自動車の技術開発やインフラ整備を進めます。</p>	<p>アイドリング・ストップ・エコクラブ</p> <p>アイドリング・ストップ宣言</p> <p>エコドライブ・モニター制度</p> <p>環境保全設備資金融資制度</p> <p>など</p>

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>グリーン配送の促進</p> <p>物品等の配送に際して低公害・低燃費車等環境への負荷の少ない自動車を使用する「グリーン配送」を促進します。(環境局)</p>		<p>「グリーン配送」の実施に努めます。</p>	

「協働の仕組み」には現行の主な事例を掲載しています。

協働の仕組み解説

<p>アイドリング・ストップ・エコクラブ</p>	<p>行政と市民が協働してアイドリング・ストップに取り組むために創設。市民が率先してアイドリング・ストップを実践したり、周囲に「アイドリング・ストップ宣言」をしてもらう活動をしています。</p>
<p>エコドライブ・モニター制度</p>	<p>トラック運送事業者の自動車にエコドライブ支援装置をモニター装着し、ドライバーにエコドライブ技術を習得させるとともに、モニターから得られるデータを活用して行政が講習会を開催しています。</p>
<p>環境保全設備資金融資制度</p>	<p>公害防止設備の設置、低公害車の購入、その他の環境保全対策を実施する中小企業者に対して、その資金の融資及び利子補助を行政が行っています。</p>

燃料電池自動車「エコ・MY・カー」

走行時に排出ガスを全く出さず、出すのは水だけのため「究極のエコカー」といわれる燃料電池自動車。実用化に向けた取組が進められています。

名古屋市では、低公害・低燃費車の普及を促進するため、平成15年8月に地方自治体として初めて燃料電池自動車を導入し、イベントや学校での環境学習などに活用しています。

<問い合わせ先> 環境局交通公害対策課 電話 052-972-2681



アイドリング・ストップ宣言



各種イベント等の機会を活用し、条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図ることを目的として市民の方々に宣言してもらい、宣言者には宣言証を手渡しています。地球温暖化や大気汚染を防止し、住みよい環境を守るため、車を利用する際のアイドリング・ストップを宣言し、実践しましょう。

<宣言証の入手先> 環境局交通公害対策課 電話 052-972-2682

アイドリング・ストップ・エコクラブ



行政と市民が協働してアイドリング・ストップに取り組むために創設しました。市民が率先してアイドリング・ストップを実践したり、周囲に「アイドリング・ストップ宣言」をしてもらう活動をしています。アイドリング・ストップ運動の輪を広げるためのクラブです。入会すると、E-mailで環境関連の情報提供を受けることができます。

<申し込み先> 環境局交通公害対策課 電話 052-972-2682

分類3 健全な水の循環

① 現状と課題

水利用の状況

本市の水道は大正3年(1914年)に給水を開始して以来、市民の水需要に対応して整備を進めてきました。今日では、日量約142万 m^3 の給水能力を有し、普及率は100%に至っています。3カ所の浄水場で処理された水が、配水場・ポンプ場を經由して約8,000kmに及ぶ配水管を通じて供給されています。給水量は、昭和50年(1975年)前後と平成4年(1992年)前後に増加傾向を示していましたが、ここ数年間は比較的安定しています。

また、地下水については、工業用水法及び環境保全条例によって地下水採取の規制がされており、市内における揚水量は、年々減少しています。

健全な水の循環

雨は、やがて川となって海に流れ、ふたたび蒸発して雲となり雨となります。私たちはこうした自然の水循環の一部を活用して生活や産業に利用しており、この水の循環を適切なバランスで維持していくことが大変重要です。しかし、都市化の進展に伴い雨水の不浸透域が拡大した結果、河川の晴天時の流量が少なくなり、河川の維持流量を確保することが大きな課題となっています。

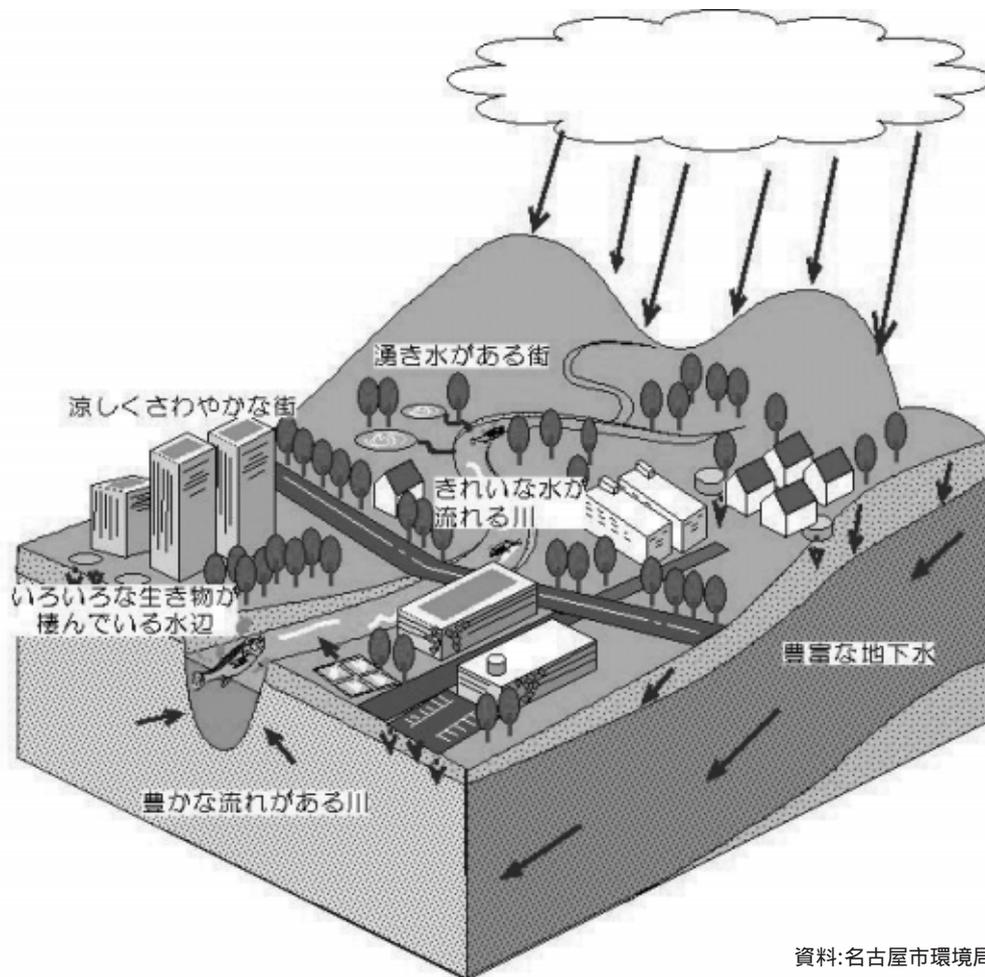
国では、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を、環境基本計画の戦略的プログラムの一つとして位置づけ、平成15年(2003年)10月に「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を策定しました。

こうした流れを受けて、総合的な「水循環マスタープラン」を策定し、水に関わる課題の解決を図ろうとする試みが全国的に始まっています。

本市でも、環境保全条例に「環境保全上健全な水循環の確保」を明記するとともに「雨水浸透指針」を策定しました。また、現在、名古屋における健全な水循環を確保することを目的として「なごや水の環(わ)復活プラン」の策定を進めており、今後はこのプランを軸に、水循環機能の回復について総合的かつ効果的な施策を積極的に展開することが重要となっています。

また、平成17年(2005年)4月には、「名古屋市上下水道構想～みずの架け橋～」を作成し、健全な水循環の保全を図るため、本市の水道・下水道事業を通じて、さまざまな取組を行っていきます。

<水循環のイメージ図>



資料:名古屋市環境局

② 指 標

指標項目	現状値	平成22年度目標
今後、「なごや水の環(わ)復活プラン」の策定にあわせ、「健全な水の循環」の進捗状況が把握できるような指標の整備を図ります。		

③ 施策の方向

(1) 水資源の有効利用

基本方針

環境への負荷を少なくするために、水資源の有効利用に努めます。

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>公共建築物の雨水利用の推進</p> <p>「公共建築物の環境配慮整備指針」に基づいて、学校などの公共建築物における雨水利用の推進に努めます。 (住宅都市局)</p> <p>民間建築物の雨水利用の促進</p> <p>民間再開発における雨水再利用施設等の導入の促進を図ります。(住宅都市局)</p> <p>漏水の低減</p> <p>上水道における漏水の低減を図ります。 (上下水道局)</p> <p>下水処理水の有効利用</p> <p>下水処理水などを散水用水、修景用水、親水用水、環境用水、水洗用水などに有効利用するとともに空調設備の熱エネルギー源としても利用します。 (上下水道局)</p>	<p>節水や水の再利用に努めます。</p> <p>雨水利用の促進に努めます。</p>	<p>節水や水の再利用に努めます。</p> <p>雨水利用の促進に努めます。</p> <p>雨水再利用施設等の導入に努めます。</p>	

(2) 水源地域の保全

基本方針

水源地域の人々と協力して、水源地域の環境保全に努めます。

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>水源地域への植林・育林・間伐材の利用促進</p> <p>水源地域における植林や育林など、水源地域における森林の整備を実施することにより、水源林を保全し、安全で良質な水の確保に努めます。 (上下水道局、総務局)</p> <p>水源地域との交流促進</p> <p>イベントへの相互参加の実施など、水源地域との地域間交流を促進し、相互の理解を深め、水源地域の活性化と環境保全意識の啓発を促します。 (上下水道局)</p>	<p>水源地域の重要性を認識し、水源地域との地域間交流のためのイベントへ参加します。</p>	<p>水源地域の重要性を認識し、水源地域との地域間交流のためのイベントへ参加します。</p>	<p>上下流交流 「木曽川さん ありがとう」 など</p>

「協働の仕組み」には現行の主な事例を掲載しています。

協働の仕組み解説

<p>上下流交流 「木曽川さんありがとう」</p>	<p>本市の水道の水源地である木曽川の上下流地域の住民との交流を推進するために、毎年行っているイベント。</p>
-------------------------------	--

(3) 保水機能の向上

基本方針

雨水の保水や地下水かん養を高め、地域の健全な水循環システムの保全と形成に努めます。

主な施策	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組み
<p>「水の環(わ)復活プラン」の策定</p> <p>雨水の地下浸透策をはじめとした自然の水循環を回復・保全することにより、水辺のうるおいの再生、洪水の防止、ヒートアイランドの緩和を目的とした「水の環(わ)復活プラン」を策定します。</p> <p>(環境局)</p> <p>道路における透水性舗装の導入</p> <p>市内の歩道及び一部の車道において、透水性舗装を推進します。</p> <p>(緑政土木局)</p> <p>樹林地や湿地の保全、農地の保全</p> <p>市民の森づくりや市民緑地の設置、特別緑地保全地区制度等による緑の保全などを通じ、樹林地による保水機能を高めます。</p> <p>(緑政土木局)</p> <p>雨水流出抑制の推進</p> <p>公共施設に対して雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させる雨水貯留浸透施設の設置を進めるとともに、民間施設などに対しても普及啓発に努めます。</p> <p>(関係局)</p> <p>ため池の保全</p> <p>大雨時の洪水調節機能だけでなく、自然とふれあえる空間でもあるため池を、「ため池保全要綱」に基づき保全に力を入れて雨水の保水機能を高めます。</p> <p>(緑政土木局)</p>	<p>市民活動団体として、市民の森づくりなどの緑の保全・創出活動に参画します。</p> <p>雨水貯留浸透施設の設置など、雨水流出抑制を進めます。</p>	<p>駐車場等への透水性舗装の導入を進めます。</p> <p>雨水貯留浸透施設の設置など、雨水流出抑制を進めます。</p>	<p>市民緑地制度 など</p>

「協働の仕組み」には現行の主な事例を掲載しています。

協働の仕組み解説

市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と市が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度で、現在2カ所、4.24haを指定しています。市民緑地の管理・運営については、市と市民活動団体との協働により進めています。
--------	--